

国際データガバナンス検討会の開催について

- 1 OECD の下で立ち上がった Institutional Arrangement for Partnership (IAP) やその他の国際枠組みにおける DFFT 具体化に向けた日本政府の取り組みや提案形成において、データの越境移転に係る我が国・企業等のステークホルダーからの情報や要望を反映しつつ、その実施を支援するため、有識者による議論・検討・提言を行うことを目的とする。
- 2 検討会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
構成員	資料 1 の通り	
- 3 検討会の庶務は、経済産業省、デジタル庁において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。